

○三次市鳥獣被害対策集落支援事業補助金交付要綱

平成25年5月1日告示第91号

改正

平成27年3月23日告示第41号

平成28年4月1日告示第100号

平成31年3月29日告示第75号

令和3年3月29日告示第44号

令和6年3月29日告示第76号

三次市鳥獣被害対策集落支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、イノシシ等の鳥獣による農作物被害及び耕作放棄地の増加を防止し、集落機能の維持及び集落営農の推進を図るため、地域又は集落（以下「集落等」という。）が一体的に取り組む活動に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助金交付の対象事業等)

第2条 補助金の交付対象となる事業及び経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に定める額又は補助対象事業の実施にかかった費用のいずれか低い額とし、一の集落等につき1会計年度で75万円を上限とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする集落等の代表者（以下「申請者」という。）は、三次市鳥獣被害対策集落支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書・収支計画書（様式第2号）
- (2) 防護柵設置同意書（様式第3号）
- (3) 位置図・事業計画図
- (4) 見積書

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、第4条の申請に対して内容を審査のうえ、適当と認められた場合には、申請者に対して三次市鳥獣被害対策集落支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助対象事業の変更等の承認)

第6条 申請者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ三次市鳥獣被害対策集落支援事業補助金変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の変更承認申請書の提出があった場合には、内容を審査の上、適当と認める場合は、補助金額を変更し、三次市鳥獣被害対策集落支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第7条 申請者は、事業完了後速やかに、三次市鳥獣被害対策集落支援事業補助金実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第8条 市長は、補助金の額が確定したときは、申請者に対して三次市鳥獣被害対策集落支援事業補助金交付確定通知書(様式第8号)により、通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた者は、遅滞なく三次市鳥獣被害対策集落支援事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金は概算払により交付できるものとし、その場合、申請者は、三次市鳥獣被害対策集落支援事業補助金概算払請求書(様式第10号)により、その請求を行うものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 事業の実施について、不正の行為が認められるとき。

(遵守事項)

第 1 1 条 この事業により設置した防護柵等の維持管理は、申請者の責任により行うものとする。

(その他)

第 1 2 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 5 年 5 月 1 日から施行し、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

附 則 (平成 2 7 年 3 月 2 3 日告示第 4 1 号)

この告示は、平成 2 7 年 3 月 3 0 日から施行する。

附 則 (平成 2 8 年 4 月 1 日告示第 1 0 0 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日の前日までに、この告示による改正前の三次市鳥獣被害防護柵設置事業(集落対策)補助金交付要綱の規定により申請があった、又は交付の決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 3 1 年 3 月 2 9 日告示第 7 5 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に定める規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 7 3 条から第 9 3 条までの規定 平成 3 1 年 3 月 3 0 日

(2) 略

附 則 (令和 3 年 3 月 2 9 日告示第 4 4 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 3 年 3 月 3 0 日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和6年3月30日から施行する。

別表（第2条，第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助上限額
(1) 鳥獣の侵入防止に関する事業	ワイヤーメッシュ柵，電気柵，トタン柵（いずれも新品のものに限る。）の購入に係る経費 ※のり網や識別テープは補助の対象としない。	事業費から消費税及び地方消費税相当額を控除した額の2分の1以内。ただし，事業費は，30万円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。 1会計年度につき50万円を上限とする。
(2) ICT機器を活用した鳥獣捕獲に関する事業	鳥獣捕獲に要する通信機能付きカメラ等のICT機器，箱わな等の購入に係る経費 ※集落等の中で狩猟免許（わな猟）の有資格者が1人以上いる又は本事業期間中に狩猟免許（わな猟）資格を取得する者が1人以上いること。	事業費から消費税及び地方消費税相当額を控除した額の2分の1以内。 1会計年度につき25万円を上限とする。
(3) 狩猟者の育成に関する事業	新規わな免許取得に係る受験料，講習料，広島県の狩猟者登録料	1人につき2万円を上限とし，1会計年度につき3人までとする。

	<p>箱わなの購入に係る経費</p> <p>※自作を除く。</p> <p>※集落等の中で狩猟免状（わな猟）の有資格者が1人以上いる又は本事業期間中に狩猟免状（わな猟）資格を取得する者が1人以上いること。</p>	<p>事業費から消費税及び地方消費税相当額を控除した額の2分の1以内。</p> <p>1会計年度につき5万円を上限とする。</p>
<p>(4) 各種研修会開催，先進地視察，啓発活動及び集落リーダー育成に関する事業</p>	<p>先進地視察等の実施に係る経費や研修会等で依頼した講師謝礼</p>	<p>事業費から消費税及び地方消費税相当額を控除した額の2分の1以内。</p> <p>1会計年度につき5万円を上限とする。</p>
<p>(5) 鳥獣を寄せ付かせない環境改善に関する事業</p>	<p>鳥獣の潜み場所となっている茂みの刈り払いに使用する林業機械等のリース代に係る経費</p>	<p>事業費から消費税及び地方消費税相当額を控除した額の2分の1以内。</p> <p>1会計年度につき15万円を上限とする。</p>
<p>(6) ジビエ利活用に関する事業</p>	<p>野生鳥獣のジビエ利活用のための器具等の購入に係る経費，ジビエ利活用研修の受講料</p>	<p>事業費から消費税及び地方消費税相当額を控除した額の2分の1以内。</p> <p>1会計年度につき15万円を上限とする。</p>